

# 地盤環境コンサルティング

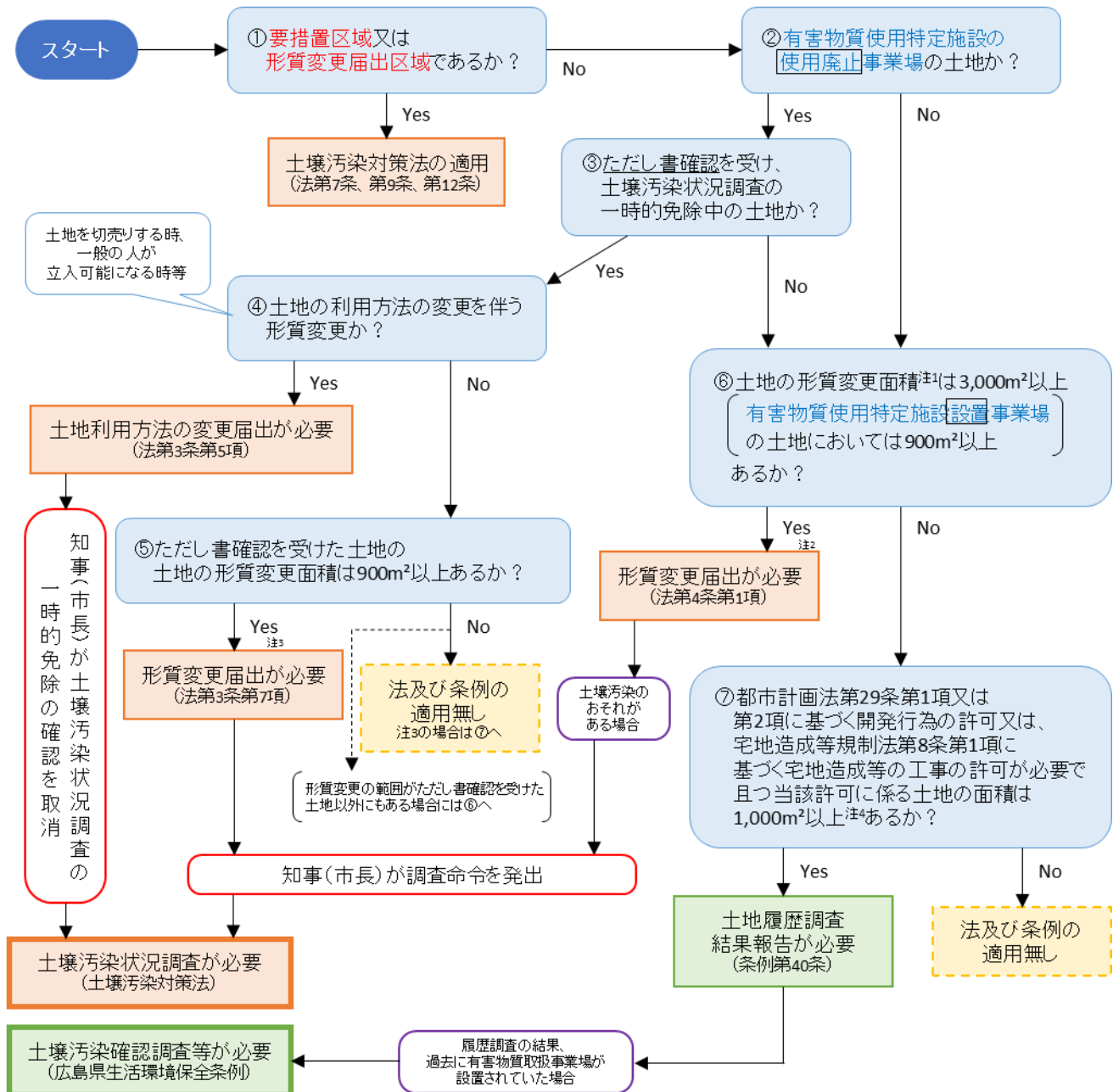
## ～広島県条例に対応した土壌汚染調査サービス～

環境省 指定調査機関 指定番号(2003-6-3018)



### 広島県生活環境保全条例における土地改変時の調査の流れ

#### 判定フローチャート



注1:掘削部分及び盛土部分の合計。離れた土地であっても一連の行為である場合は、面積を合算すること。

注2:次のいずれかに該当する場合は、「No」に含む。

- i 盛土しか行わない場合
- ii 形質変更の深さが最大50cm未満であり、当該土地の形質の変更となる土地の区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- iii 農業を営むために通常行われる行為であって、区域外への土壌の搬出を行わない行為
- iv 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外への土壌の搬出を行わない行為
- v 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- vi 土壌汚染がない土地として指定された土地

注3:次のいずれかに該当する場合は、「No」に含む。

- i 盛土しか行わない場合
- ii 形質変更の深さが最大50cm未満であり、当該土地の形質の変更となる土地の区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- iii 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

注4:当該許可に係る土地の面積には、法第3条第7項の届出を要しない行為に係る土地を含む。